

札幌市告示第114号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）の規定に基づいて告示します。

令和8年1月9日

札幌市長 秋元克広

記

1 契約担当部局

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館5階

札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課子ども活動係

電話011-211-2942 FAX 011-211-2971

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 こども人形劇場こぐま座ホール客席誘導灯交換業務
- (2) 調達案件の仕様及び履行場所等 入札説明書による
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで
- (4) 入札方法 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、所在地区分「市内」、大分類「一般サービス業」、中分類「機械・家具等保守・修理業、市有施設等小規模修繕業」又は中分類「建物設備等保守管理業」に登録されている者であること。
- (3) 電気工事士の資格を有する者を雇用していること。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独で同一の入札に参加しないこと。
- (7) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67

条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64号第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

#### 4 入札説明書を交付する場所

上記1の場所にて交付するほか、札幌市公式ホームページから入手可能とする。  
(<https://www.city.sapporo.jp/kodomo-mirai/nyuusatsu/bid-item/2025/kogumayudoutou.html>)

#### 5 入札書の提出方法等

##### (1) 入札書の提出方法

上記1の場所に持参又は送付により提出すること

##### (2) 入札書の提出期限

令和8年1月23日（金）12時00分（送付の場合は必着のこと）

##### (3) 開札

令和8年1月23日（金）13時30分

札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館5階  
札幌市子ども未来局会議室

#### 6 入札手続等

##### (1) 入札保証金 免除

##### (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が休日の場合は翌開庁日）までに、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

##### (3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札、札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札、札幌市競争入札参加者心得（平成15年9月10日管財部長決裁）に反する入札は無効とする。

##### (4) 契約書作成の要否 要

##### (5) 最低制限価格の設定 無

##### (6) 落札者の決定方法

###### ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

###### イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査する（事後審査方式）。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記3に掲げる入

札参加資格を有することを証する書類) を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出が無い場合は、当該落札者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取り扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。